

No. 2 特別緑地保全地区の決定に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1040号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
三保町東谷特別緑地保全地区	約2.9ha	

(内容)

三保町東谷特別緑地保全地区は、緑区の中央部、JR横浜線十日市場駅の南約1.9キロメートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」で「緑の七大拠点」のうち、「三保・新治地区」として定められており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、三保・新治から旭区の川井・矢指に広がる緑は、北の森に位置付け緑の拠点として保全するとしています。

議第1041号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
市沢町日向特別緑地保全地区	約0.6ha	

(内容)

市沢町日向特別緑地保全地区は、旭区の南東部、相模鉄道本線二俣川駅の南東約2.0キロメートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の中流域に位置しており、流域施策として、まとまりのある樹林地・農地の保全や、街路樹、河川沿いなど公共空間の緑化を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、白根、市沢、鶴ヶ峰にある「ふれあいの樹林」については、引き続き土地所有者の協力を得ながら、区民の憩い、ふれあいの場として保全・活用するとしています。

議第1042号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
下倉田町特別緑地保全地区	約1.4ha	

(内容)

下倉田町特別緑地保全地区は、戸塚区の南東部、JR東海道本線戸塚駅の南東約1.7キロメートルに位置しており、住宅に囲まれた貴重なまとまりのある緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点の「舞岡・野庭地区」に位置付けられており、舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区や周辺の樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン戸塚区プラン」において、「戸塚の5つの森」に含まれており、土地所有者の協力を得ながら、できる限り保全するとしています。

これら3地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。